

# 令和4年度 第1回釧路市文化財保護審議会 【議事録】

令和4年12月22日（木）10:00～12:00

釧路市立博物館 講堂

1. 出席委員 神田房行委員（委員長） 千葉忠弘委員（副委員長） 伊原禎雄委員  
高嶋八千代委員 鶴田眞智子委員 寺田裕子委員 中村太一委員  
中山大將委員 西幸隆委員 渡辺有希子委員 計10名（欠席委員なし）
2. 市出席者 岡部教育長 工藤生涯学習部長 松本博物館長  
石川博物館学芸主幹 野本博物館主査 伊藤博物館主事  
鈴木動物園長 吉野動物園学芸専門員 北村阿寒生涯学習課長  
尾山阿寒生涯学習課学芸専門員 守田生涯学習課主査  
朴音別生涯学習課長 計12名
3. 他出席者 本行寺 菅原顯史住職 種市顯治責任役員総代  
京都華頂大学 川島智生教授（オンラインにて出席）  
計3名 ※報告事項2に係る所有者説明のため出席
4. 議 題 報告事項
  1. 文化財の現状変更状況について（博物館）
  2. 本行寺の登録有形文化財登録申請について（博物館）
  3. 春採湖に生息するヒブナに係る論文発表について（博物館）
  4. 令和4年度天然記念物保護研究事業（春採湖ヒブナ生息実態調査）（博物館）
  5. 令和3年度天然記念物保護研究事業（キタサンショウウオ産卵調査結果概要のまとめ 他）（博物館）
  6. タンチョウの生育状況及びタンチョウを取り巻く状況について（動物園）
  7. マリモ生育地の状況ならびに巡回パネル展について（阿寒生涯学習課）その他
  1. アイヌの人々の遺骨及び副葬品について（博物館）
5. 議題説明内容と質問等  
報告事項（1）文化財の現状変更状況について（博物館）  
博物館より、昨年度及び本年度の受理件数を報告した。  
令和3年度6件、令和4年度14件を受理した。

委員：キタサンショウウオの現状変更に係る「移設」とはどういうことか。

事務局：事業予定地に生体や卵のうが確認された場合に、それらをすぐ近くの生息適地に移動させることを「移設」と言っている。

委員：キタサンショウウオは種の保存法対象種となっており、個体の取り扱い行為については損傷や殺傷行為、捕獲といったことは禁止になっているはずであるが、この場合はどのようにして法律との整合性を取っているのか。

事務局：販売目的の捕獲等は厳しい罰則があるが、これに関してはあくまでも保護のための措置として許容される範疇であると考えている。

委員：許容される範疇というのは環境省と話し合わなければならないと思う。釧路市が種の保存法をどこまで理解しているのか。現状変更の申請者を見ると、まず理解していないように思われる。環境省と話し合った上で市としての共通認識を取っておいた方がいいのではないか。法の解釈を勝手にしてしまうと、市が法律違反をすることになるので気を付けた方がいいと思う。

## 報告事項（２）本行寺の登録有形文化財登録申請について（博物館）

博物館より、登録有形文化財制度の概要と本行寺本堂の概要ならびに申請に係る今後の流れについて報告した。

市町村を経由した事務手続きの流れなど、今後は文化庁が作成しているマニュアルに沿って進めていくことになる。また、本行寺所有者から建築物の調査を依頼されている京都華頂大学教授川島智生氏より建築物の特長と文化財的意義についての説明を行った。

（質問なし）

## 報告事項（３）春採湖に生息するヒブナに係る論文発表について（博物館）

博物館より、ヒブナの起源に関する見解を報告した。

2014年（平成26年）から京都大学が中心となり行ってきた、春採湖に生息するヒブナのDNAに関する研究についての論文が米国の国際学術誌「PLOS ONE」（プロス・ワン）に発表された。これまで春採湖に生息するヒブナは、フナの突然変異によるものとの見解が有力とされてきたが、この論文の中で、「ヒブナは、金魚（和金）とフナとの交雑に由来する」という見解が示された。春採湖ヒブナ生息地は国の天然記念物に指定されているが、文化庁からは、今回の研究結果によって国の天然記念物の指定は取り消されることはないとの見解が出ている。

（質問なし）

## 報告事項（４）令和４年度天然記念物保護研究事業（春採湖ヒブナ生息実態調査）（博物館）

博物館より、ヒブナ産卵親魚目視カウント調査とヒブナ・フナ産卵調査の結果について報告した。

ヒブナ産卵親魚の目視確認はできなかったが、春採湖岸の計６地点で産卵を確認した。また、近年

減少していたマツモやリュウノヒゲモの分布面積が回復してきていることも確認した。

（質問なし）

#### 報告事項（５）令和３年度天然記念物保護研究事業（キタサンショウウオ産卵調査結果概要のまとめ 他）（博物館）

博物館より、卵調査結果の概要、生息地の現状変更に係る事業者等からの照会状況、保護への取り組み等について報告した。「生息適地マップ」において、生息環境の悪化が懸念されるエリアのうち、生息状況が不明な地点において産卵期の現地調査を行い、計 517 対の卵のうを新たに確認した。生息地の現状変更に係る手続きに関して、「生息適地マップ」と「工事等に係る調整手順と許可申請の流れ」を博物館のホームページ上に掲載し、事業者等に保護への協力を依頼。工事等に係る照会については、昨年度の審議会から現在までに合計 22 件の照会があり、うち 20 件が太陽光発電施設建設に伴う照会であった。昨年度の報告件数 6 件と比較すると約 3 倍の照会件数となっている。

委員：太陽光発電施設が広範囲にわたって開発されてしまっており、それが今後も続いていくことを考えると、キタサンショウウオの生息地が狭まってくることは明らかである。キタサンショウウオは釧路湿原一帯に在るわけではなく、市街地と湿原の間に一番多く生息している。そこを太陽光発電施設が占めていってしまうことになると思う。非常に古く、180 万年くらいの文化と歴史があるキタサンショウウオが失われていくことは非常に懸念される事態だと考えている。このような状況を市は認識しているのか。市の環境審議会ではこうした話題が一切出てこないが、どのように情報共有しているのか説明いただきたい。

事務局：博物館としては、報告した調査にあるように、現状調査や生息地マップの更新などをしており、庁内の連携組織であるキタサンネットワークというものを 2 年前（実際は 2019 年 7 月から）に発足して情報の提供に努めているところで、今年度においても調査結果を報告し伝達していく形で考えている。

委員：キタサンショウウオの主な生息地である市街化調整区域における太陽光発電施設が急激に広がり、生息が脅かされていることに対する危機感が庁内ネットワークの中でちゃんと共有されているのか。環境保全に関する関係課にどのような伝え方をしているのか。伝え方によって受け取る側の印象はかなり違ってくると思う。こうした危機的状況であることを市民の皆さんはご存じなのか。きちんと説明していかないと危機的状況であることを理解されていない可能性がある。情報の出し方、情報共有の方法について、しっかり伝えるようにして欲しい。

事務局：令和 2 年度にキタサンショウウオの生息適地マップを公表したが、それまでは資料等が何もない状態であった。マップを公表し、現在はそれに合わせた形で現地調査を行っているところで、危機的状況であることについては喫緊の課題として市も認識している。情報伝達の部分については、市の内部にも十分伝えていく。市民の方への対応

についてもシンポジウムの開催や博物館の刊行物に掲載するなどの取り組みを進めていきたい。

委員：付け加えであるが、種の保存法では基本的に捕獲は禁止であることに加えて、生息地保全をするように書かれている。市が環境省に申請をすれば特別保護区として管理と監視ができるようになるので、市が所有している土地があればそういった形で実効的に保護することも可能になると思う。そのような点も検討していただければと考えている。

委員：このことについて市の方はどうか。

事務局：その部分については市の環境サイドの関係になるかと思うので、キタサンネットワーク等を通じて博物館から働きかけていきたい。

委員：個人的にもかなりの乱開発だと感じる。事業者は事業計画段階で市の教育委員会の生息地の照会をするということだが、どの規模であっても必ず照会があるのか。生息地であると回答した後に事業者が調査をして、場合によっては保全対策もしているとのことだが、その保全対策が十分であるか検証をしているのか聞きたい。また、情報公開という面で、そういった事業計画があるということをどうすれば市民の方も知ることができるのか教えていただきたい。

事務局：文化財保護法上、生息に影響を与える行為ということになれば規模の大小は問わないと考えている。また、事業計画の情報公開については、公表される要項が狭い範囲となってしまうため、現状では公表していない。今後検討していきたい。保全対策の検証については、過去に市でキタサンショウウオの移設事業を行ったものの十分に定着しなかったという実績もある。文化財保護条例の中だけで全てをまかなうことは難しく、環境サイド等に協力を得ないと乱開発を防止していくことも難しいと考えている。まずは現在の危機的状況を伝えるという形で対処していきたい。

委員：私たちも協力できる部分があればいろんな面で協力していきたいと思う。キタサンショウウオに関してはキタサンネットで情報共有に努めているということだが、環境審議会ではこういった話題が出てこないことを不思議に思う。鶴居村では太陽光との共生を目指して条例が作られたというニュースを去年目にしたが、釧路市もそういった条例が必要ではないか。それくらい危機的な乱開発が今後行われるように感じるので検討していただきたい。

委員：環境審議会は私も出ているがまだ話題に上がったことはなく、今後は話題になっていくのだろう。今日出てきた資料なども私は今回初めて見たところで、これから市でもいろいろ検討しなければいけないと思う。種の保存法の関係で言えば環境保全課と協力しながらできることはまだあるのではないかな。環境省とも相談しながら市として何ができるか、今話のあった条例を作るとか、そういうこともあり得ると思う。鶴居村は既に条例を作っているのに釧路市でもできないことはないと思う。

委員：聞くところではこのソーラーの施設は建築基準法による建築物には該当せず、そのために規制が及ばないという話を聞いている。キタサンショウウオの生息地であるということも規制の根拠にはなっていないということも聞いている。釧路湿原は国立公園になる時に開発する部分と保護する部分とを分けてきたが、市街化調整区域は国立公園に接する部分で、建築物はある程度規制をするようにという皆さんの熱い想いがあったと思う。それが高台から見たらソーラーパネルばかりになってしまうという景色になってしまうのではないかと。手つかずの大自然を国立公園のうたい文句にしてきたのに、見ると大自然の中に建築物があるというのは、観光を大事にしたい釧路市にとっても問題なのではないか。キタサンショウウオを守っていける方法を探して、規制に繋げてほしい。

委員：太陽光パネルが作られる過程ではその土地を事業者が買い取っているということが必ずあるわけだが、例えば離農者が土地を売却するなど、事業者が土地を買い取る前の段階で、土地の所有者に（生息適地）マップを提供していることはあるのか確認したい。

事務局：離農者に対してマップを提供している事実はない。ただ、マップをホームページに公表して2年経っているので、掲載しているということを幅広く知られるような方策をとっていききたい。先ほど話があったように、ソーラー施設は建築物にあたらないというのが建築基準法上の見解である。柱と屋根があるものが建築物で、ソーラーパネルは工作物になる。そうすると市街化調整区域において開発行為の許可申請は不要となり、結局歯止めがかからないというのが今の全国的な状況である。例えば景観サイドでソーラーパネルを規制するという時には、工作物の高さの制限を各自治体が独自に決めているという状況で、釧路市も景観条例等がありできることがあるが、危機的状況というのが文化財保護の面からばかりだと感じている。

委員：経済学的に見ると、土地を持っている方は当然有効活用したいという思いがあるわけで、規制だけでは限界があると思っている。土地の買い取りとか、土地の所有者側にも何かインセンティブが生まれるような取り組みが必要ではないかと思うが、市で何か見通しがあれば伺いたい。

事務局：最終的には市の方で土地を寄付とかで受けられないかとかそういったことになると思うが、これについては、市での土地の管理に税金を投入することになり、非常にやりにくい状況であるというのは自治体全てが持っているところだと思う。まずは情報提供をして、天然記念物の生息地であるということに理解をいただき、普及させることを取り組みとして進めていきたい。

委員：例えば使用していない遊休地があるといったことが情報としてあれば、クラウドファンディングやトラストなど、土地を買い取ってもらえるような取り組みがあればいいと思う。それと、ソーラーパネルは設置したら未来永劫使えるわけではなく、ある一

定の年数に達すると廃棄物になる。その場合、使えなくなった場合に撤去するとか何か別の方策を考えると、責任をもってやってくれるのだろうかという危惧がある。ソーラーはいろんな機種があって、中には有害物質を含むものがあるのではないかとかそういう話を聞くと、10年、20年後にだめになった時、所有者が行方不明になってしまったとかで産業廃棄物を市が撤去しないといけなくなるような事態にならないか心配している。今はキタサンショウウオの生息地であることと景観的なことで問題かと思うが、将来的なことを考えて税金で撤去しなければいけないような話になると、規制がないからといって簡単に作れるものなのか。そういうことも考えた方がいいと思う。

委員：今の点については環境省や国でも、いろんな有害物質が入っている可能性があるということで危惧されているところである。

委員：カドミウムなどはごく少量、古い中国製のものに使っていたようである。その後の古いタイプだと鉛を使っているものが結構ある。それ以降、国産のものに関しては問題ないものが多いが、安い中国製のものに関しては調べきれていないところがあるようで怖い。ソーラーパネルは、まだ技術的に完全に再処理できず、捨てる人が多い。埋め立てるにしても総務省だったか、処分場の規格を発表しているが、1,000億円以上かかるはずなので釧路市がこの処分場をつくることは難しいと思う。北海道はどうなのかというと、それぞれの市町村が対応するのだろうかという考え方をしている。それと、この場で言う話ではなく付け加えであるが、大地震があった場合、ここは津波が来ると思う。そうすると、ソーラーパネルは湿原一帯に散らばる。それをどうするかという話がある。誰のものか分からなくなったものを誰が片付けるのか。多分、国としては第一に市町村がやってくれという話になる。そういうリスクがあることを本当に理解しているのかということが非常に怖いと思っている。

委員：別の観点からの質問で、生息地照会があつてそこが生息適地であると回答した後のことだが、生息地であると確認した上でそれでも事業を進めるとなった際の対応として、事業者の調査が適正に行われているかの検証はしているのか。事業者だけに調査を任せてしまうと、例えば悪質な事業者だった場合に調査結果を隠してしまうという話ができなくはないと思う。生息適地であっても事業を進めるとなった際の状況がどうなっているか教えてほしい。

事務局：申請後にソーラーパネルを作るとなった時は、こちら側としても現地確認、現地調査を行っている。また、移設等については生息適地および生息地として移設先の選定にあたり、こちらの専門的な者が技術的な指導も行っている。

委員：さまざまな意見が出たので、市としても誠実に、意見を参考にしているいろんな対策をしていってほしい。この文化財保護審議会だけでなく、環境市議会や都市計画審議会等にも絡んでいるので広く扱っていってほしい。

## 報告事項（６）タンチョウの生育状況及びタンチョウを取り巻く状況について（動物園）

動物園より、生息状況等について報告した。

令和３年度は概数で１,８００羽と例年に比べ大きな変動はなかった。一方、本年度収容の傷病タンチョウは搬入や検査の遅れにより正確な数が出ていないが、現時点で２５羽の収容があり、昨年度の４６羽を越える見込み。収容数増加により対応が困難になっているため、国による傷病タンチョウの保護収容・医療施設等の整備を要望している。鳥インフルエンザへの対応については、動物園およびツル関連施設において「高病原性鳥インフルエンザ予防対応マニュアル」を作成し、それに従って対応している。石灰や消毒液での消毒が主で、給餌業務では長靴や手袋の着用と消毒、トラクターのタイヤ消毒を指示し、ハクチョウ等の飛来するものは追い払いの依頼をしている。

委員：台湾を除く北海道以外の動物園に、例えば傷病個体で若くてまだ繁殖ができそうな個体を貸し出すなど、そういうことはしているのか。

事務局：北海道以外のところでは、相当前ではあるが岡山の後樂園に一つがいを釧路から貸し出している。

委員：それ以外にはないということか。

事務局：それ以外にはない。他の日本の動物園では基本的に大陸産のタンチョウを飼育している。

委員：放鳥できない個体に関して、まだ繁殖ができるということであれば、他地域で増殖をしてもらうのも一つの手ではないかという思いがある。鳥インフルエンザがどう蔓延するか分からないところがあるので、そういった意味でのリスク分散ということも少し考えてもらえたらいいのではないか。

委員：もし鳥インフルエンザが給餌場で発生した場合は、全ての個体を治療することは難しいと思う。動物園でも難しいと思うし、釧路湿原野生生物保護センターでも難しいと考えていて、現地での殺処分を検討することになるだろうと予感している。天然記念物なので極力避けたい事態ではあるが、そういったこともあり得る。

委員：これまでタンチョウで鳥インフルエンザは出ていなかったと思うが、安心はできないと思う。殺処分なんてことになれば大変なことになるので、そうならないよう願うしかない。タンチョウはテリトリーがあって他の鳥に比べると密集しづらく、給餌場を除けば密集することはあまりないと思っているが、安心できる状況ではないということであらためて感じる。

## 報告事項（７）マリモ生育地の状況ならびに巡回パネル展について（阿寒生涯学習課）

阿寒生涯学習課より、生育状況等について報告した。

昨年６月と１２月に低気圧がもたらした強風によりマリモの打ち上げが発生したため、生育状況を潜水調査した。阿寒湖のマリモを特徴づける直径１５センチ以上の大型マリモは現在も主に２０メー

トル以深に残存していることを確認。水草の分布範囲はドローンを使った空撮により調査した。過年度よりも水草の分布範囲が大きく減少していたため、文化庁および有識者等に報告し、今年度は水草の刈り取りは行わず経過観察を続けることとした。必要に応じて刈り取り等の対策を再開する。パネル展について、本年 3 月 29 日にタンチョウや阿寒湖のマリモが特別天然記念物に指定されて 70 周年を迎えたことから、保護に向けた市の取り組みを紹介するなど、釧路市動物園と共同で 4 つのイベントを企画した。

（質問なし）

### その他（１）アイヌの人々の遺骨及び副葬品について（博物館）

博物館より、釧路市の状況と国の方針について報告した。

平成 28 年度の文化財保護審議会において、国の実態調査に対し、埋蔵文化財調査センターが保管するアイヌの人々の遺骨及び副葬品について、個体ごとに特定できた遺骨が 7 体、個体ごとの特定ができなかった遺骨が 1 箱と報告し、国において取り扱いが決定されるまでの間は同センターにて適切に管理し、国の動向が新たに示されたときは情報共有することとしていた。それ以降、平成 31 年 4 月に国による再調査が行われ、同センターが保管するアイヌの人々の遺骨について、個体ごとに特定できた遺骨が 7 体から 9 体となった。このような経緯の中、本年 7 月に内閣府から「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」が公表された。関係博物館等自らが今後の取扱いの具体的な方針を定めることが適切であること、アイヌ遺骨等を返還すること及びアイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現すること、当該出土地域のアイヌの人々の意向をあらかじめ確認すること、という 3 つの事項が主なものとなっている。このことについて、情報共有のために阿寒アイヌ協会と釧路アイヌ協会を訪問した。

委員：釧路も該当例があるということで、返還等の場合に祭祀承継者の問題、あるいは出土地域関係団体のことなどが書かれているが、これらについてはもう明確になっているという理解でいいのか。

事務局：両アイヌ協会様の理解をいただき、文書にはなっていないが地域への返還ということで同意いただいている。国で発表しているこうした指針の中では、説明責任を取れる形で手続きを踏むように、といった内容になっているので、これに基づいて市としての取り組みを進めていく。